

大阪市立障害児入所施設条例施行規則

○大阪市立障害児入所施設条例施行規則

平成17年10月19日

規則第150号

大阪市立知的障害児施設条例施行規則を公布する。

大阪市立障害児入所施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 条例第9条第3項第1号及び第2号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1日につき1,400円

(2) 居住に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 条例第5条第1号又は第2号に掲げる者 1日につき426円

イ 条例第5条第4号に掲げる者 1日につき525円

2 条例第9条第3項第3号の市規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日中一時支援の利用に要する費用 次の表の左欄に掲げる大阪市立敷津浦学園（以下「学園」という。）の使用時間の区分に応じ、同表の右欄に定める額

使用時間の区分	金額
6時間以上	4,300円
4時間以上6時間未満	3,200円
3時間以上4時間未満	2,150円
3時間未満	1,800円

(2) 食事の提供に要する費用 1日につき1,400円

(利用料金の納付時期)

第3条 条例第9条第1項に規定する利用料金は、条例第3条第2項に規定す

る指定管理者（以下「指定管理者」という。）が定める日までに支払わなければならない。

（費用の納期）

第4条 学園への入所の措置に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条第1項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の規定により徴収する費用の各月分の納期限は、翌月の末日（その日が12月31日であるときは、翌年の1月4日）とする。

2 前項の納期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に該当するときは、これを繰り下げる。

（指定申請の公告事項）

第5条 条例第11条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第13条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

（指定申請の方法）

第6条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、所定の指定管理者指定申請書に法人等の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先を記載して、受付期間内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿及び履歴書

- (3) 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における次に掲げる書類（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時におけるアに掲げる書類又は財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）とする。

ア 貸借対照表

イ 損益計算書（これに相当する書類を含む。）

ウ ア及びイに掲げる書類の監査に係る報告書

- (4) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (5) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (6) 指定申請に関する意思の決定を証する書類
- (7) 条例第13条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類
- (8) 指定管理者の指定を行おうとする期間に属する各年度ごとの学園の管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (9) 学園の管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類
（資料の提出の要求等）

第7条 市長は、条例第14条の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定するため必要があると認めるときは、指定申請をした法人等に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

（事業報告書の記載事項等）

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先
- (2) 年度の区分。ただし、指定管理者の指定を受けた期間が当該年度の一部

大阪市立障害児入所施設条例施行規則

の期間であるときは、当該期間を併せて記載すること

- (3) 学園の管理の業務の実施状況
- (4) 学園の利用者数その他の運営状況
- (5) 学園の管理に要した経費等の収支の状況
- (6) その他市長が必要と認める事項

- 2 指定管理者は、毎年度終了後（地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消しを受けた場合にあっては、当該取消しの日後）2月以内に市長に事業報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該2月以内に事業報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ市長の承認を得て当該提出を延期することができる。

（施行の細目）

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第26号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第217号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年5月30日規則第136号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第74号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第112号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の大阪市立障害児入所施設条例施行規則第3条第2項第1号の表の規定は、この規則の施行の日以後の日中一時支援の利用に係る利用料金について適用し、同日前の日中一時支援の利用に係る利用料金に

大阪市立障害児入所施設条例施行規則

については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月31日規則第154号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規則第52号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第49号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第72号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月23日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日規則第65号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。